

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱

2019年3月24日制定

2023年9月24日改定

2024年8月3日改定

2026年3月29日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 地域を基盤として、継続的に展開される包括的かつ全人的なプライマリ・ケアについて、その知識、技能及び態度を修得するためにプライマリ・ケア領域の研修を行い、日本プライマリ・ケア連合学会（以下、本学会）が適当と認めた看護師（准看護師を除く）、保健師及び助産師（以下、看護師等）を日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師（以下、プライマリ・ケア看護師）として認定し、もってプライマリ・ケアに携わる看護師等の資質の向上とわが国のプライマリ・ケアの発展に寄与する。

(認定の原則)

第2条 この認定制度は、看護師等がプライマリ・ケアについての所定の研修を受け、その知識、技能及び態度が、学会の目標とする能力に到達していることを認定する。

2 前項でいう能力はプライマリ・ケア機能を発揮するためのものであり、看護実践能力を重視する。プライマリ・ケア機能の基盤は以下の5つである。

1) 近接性 2) 包括性 3) 継続性 4) 協調性 5) 責任性

3 本学会はプライマリ・ケア看護師の特徴ないし独自性を、国民及び保健・医療・福祉・その他の関係者に示していくよう努力するものとする。

4 この認定制度は、認定された看護師等の行為の範囲及び報酬について特典や限定を求めるものではない。

(研修プログラム等の整備)

第3条 本学会はプライマリ・ケアを志す看護師等に研修到達目標を示し、これに到達するための研修プログラムを整備し提供するものとする。

(名称の使用)

第4条 この認定制度で認定された看護師等は、プライマリ・ケア看護師であることを所属医療機関内、自己の名刺や履歴書等に掲示又は記載でき、本学会はウェブサイト、配布物や学会が編集する刊行物にプライマリ・ケア看護師名簿を掲載できる。

(プライマリ・ケア看護師認定制度委員会及び守秘義務)

第5条 プライマリ・ケア看護師認定制度委員会（以下、認定制度委員会）を設置し、プライマリ・ケア看護師の認定審査のほか、本要綱や関連細則で定める事項を担う。

2 理事、委員、その他学会の業務としてこれらの認定業務に関わる者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 認定のための研修と審査

(認定申請の資格)

第6条 プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けようとする者は、日本国の看護師免許証を有し4年以上の臨床経験を持つ本学会の会員であり、第7条に定める研修を修了していなければならない。

(認定研修)

第7条 プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けるための研修は次の(1)及び(2)で行う。

- (1) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護師実践セミナー（e-ラーニング） 27 時間以上
 - (2) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護学ワークショップなど 9 単位以上
- 2 前項の研修カリキュラムは、第 2 条に従って認定制度委員会が定める。
 - 3 認定制度委員会は、第 1 項の研修に対して受講者に受講単位に応じた受講証明書を交付する。

（認定審査）

- 第 8 条 認定審査は認定制度委員会が指定する認定申請書、事例報告及び前条で定める研修の受講証明書によって行う。
- 2 認定委員会の定める合格基準に合致する者を合格とする。
 - 3 認定審査に際しては、細則に定める認定審査料を徴収するものとする。

第 3 章 認定の更新

（更新間隔）

- 第 9 条 プライマリ・ケア看護師の認定は 5 年ごとに更新する。ただし初回の認定期間は、認定日から 5 年後の日が属する事業年度の末日までとする。
- 2 認定の更新の審査を受けようとする者は、前回の認定から更新の申請までの間、本学会の正会員であり、かつこの間の会費を完納していなければならない。
 - 3 政令で激甚災害として指定された災害の被災地または局地激甚災害として指定された対象区域に居住または勤務する会員の、当該災害が発生してから 18 ヶ月以内に満了するプライマリ・ケア看護師認定期間について、やむを得ない事情があると認められた場合、その認定期間を 1 年延長することができる。

第 10 条 （削除）

（更新審査）

- 第 11 条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新審査は認定期間中に取得したポイントに基づいて認定制度委員会で行う。
- 2 前項のポイントは別に定める表における必須項目を含まなければならない。

第 4 章 認定手続き

（認定の手続き）

- 第 12 条 認定（更新を含む）は、認定委員会の報告に基づき、理事会の承認を経て理事長が行う。
- 2 前項の認定は、認定を受ける者の登録料の納付をもって有効となる。登録料の金額は細則で定める。
 - 3 認定された者には認定証を交付し、氏名と都道府県を学会機関誌に掲載する。

（認定更新の保留）

- 第 13 条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新を期日までにできない特段の事情がある場合は、保留を申請することができる。その要件は別に定める。
- 2 認定の更新を認められなかった者は、1 年間に限り更新を保留することができる。ただし、次の審査でも認定の更新を認められなかったときは続けて保留することはできない。
 - 3 前二項の保留期間中はプライマリ・ケア看護師を名のることができない。

（認定審査の無効）

- 第 14 条 プライマリ・ケア看護師の認定審査および認定の更新審査において、申請に虚偽があった場合または審査で不正行為があった場合は、当該の審査を無効とし、以後の認定審査を受けることを認めない。

（認定の取り消し）

- 第 15 条 プライマリ・ケア看護師が次の一つに該当するときは、認定委員会の報告に基づき、理事会の議決を経て認定を取消す。

- (1) 看護師等の免許を取消されたとき
- (2) 看護師等の業務停止処分を受けたとき
- (3) 本学会の正会員でなくなったとき
- (4) プライマリ・ケア看護師として著しく不適切と認められるとき

2 前項の(4)により認定の取り消しを行おうとするときは、認定制度委員会において当該プライマリ・ケア看護師から事情を聴取しなければならない。

(資格喪失)

第15条の2 プライマリ・ケア看護師が次のいずれかに該当するときは、プライマリ・ケア看護師の資格を喪失する。

- (1) 定められた期日までに認定の更新の申請がされず、保留の申請もされないとき
- (2) 認定の更新が認められなかったとき

(再認定)

第15条の3 前条第1項によりプライマリ・ケア看護師の認定が取り消された者、前条第2項によりプライマリ・ケア看護師の資格を喪失した者は、第6条の要件を満たし（回復し）、申請時から過去5年間に於いて第11条に定めるポイントを取得していることを条件に、再び認定を受ける事ができる。再認定審査の方法は細則に定める。ただし、前条第1項(4)によりプライマリ・ケア看護師の認定が取り消された者の再認定要件は認定制度委員会で個別に検討する。

(審査結果の会員への還元)

第16条 会員の生涯学習に資する目的で、認定審査のために提出された事例報告を学会機関誌や学会ウェブサイト等に掲載することができる。

第5章 本要綱の改廃

(要綱の改廃)

第17条 この要綱は、理事会の議決を経て改定または廃止できる。

付則

- この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- この要綱は、2023年9月24日から施行する。
- この要綱は、2024年8月3日から施行する。
- この要綱は、2026年3月29日から施行する。